

宮城県森林審議会議事録

日 時：令和元年12月17日（火）
午後1時30分から午後4時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

議 事

審議事項

- （1）宮城北部地域森林計画の変更について
- （2）宮城南部地域森林計画の変更について

報告事項

- （1）森林保全部会の審議状況について
- （2）森林保護部会の審議状況について

(1) 開会

◇司会【横谷課長補佐(総括担当)】

皆さんおそろいですので、ただいまから宮城県森林審議会を開会いたします。本日は年末のお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

はじめに、会議の定足数について御報告いたします。本審議会の委員定数は11名であり、本日は委員定数の半数以上9名の出席を賜っており、定足数に達しておりますので、宮城県森林審議会規程により、本日の会議が成立していることを報告いたします。

次に、会議の公開についてですが、本審議会は、宮城県情報公開条例及び宮城県森林審議会規程により、原則として公開することとされております。また、本日は非公開とすべき審議事項がございませんので、公開で開催させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、水産林政部次長(技術担当)の小杉から御挨拶申し上げます。

(2) あいさつ

◇小杉次長

皆さんこんにちは。今日は森林審議会に御出席をいただきましてありがとうございます。ただいま司会の方から紹介がありましたが、水産林政部で林業担当の次長をしております小杉と申します。よろしく願いいたします。森林保全部会、森林保護部会の皆様には、午前中から、御審議をいただいたということで、大変お疲れ様でございました。引き続き、本会議の方もよろしく願いいたします。加えまして、森林審議会の委員の皆様には、日頃から、県の森林・林業行政に御協力、御理解をいただいておりますことに、この場を借りて御礼を申し上げます。今日の審議事項は、地域森林計画になりますが、宮城県の民有林の整備のあり方や、保全のあり方、目標・計画数量等を定める重要な計画書と位置付けしているものであります。本日は、部分的な変更になりますが、いろいろと御意見を頂戴できればありがたく存じます。私の方から、情報提供を兼ねまして、最近の森林・林業の情勢についてお話をさせていただきます。4点ほど用意しました。1つは、宮城県の森林・林業行政関係。2つ目が、森林経営管理制度。3つ目が、木材の利用の関係。4つ目が、後ほど情報提供で詳細説明いたしますが、今回の台風19号についてのお話をさせていただきます。

まずは、県の森林・林業行政の関係ですが、昨年、「みやぎ森と緑の県民条例」が施行されました。その基本計画がスタートしまして、今年度は2年目になります。この4月には、農林水産部という組織が再編されまして、水産林政部が誕生いたしました。改編のねらいとしましては、高度化する様々な課題に、より迅速かつ丁寧に対応していきましようということで、相応の努力を求められております。11月に「第2回宮城つながる森業交流祭」を開催いたしました。その際に、東北学院大学の名誉教授である宮城豊彦先生に講演をお願いいたしました。水産林政部が誕生したことを高く評価していただきました。考え方としましては、水産、林業、については、海であるとか、地形、土壌、水系など、自然自体の理解を踏まえながらやっていかないと成り立たない産業であると。そういったところで、重要な共通点がある。今日的な課題にも対応していける良い組織ができたなということで、講演の中で意義づけをしていただいたところでもあります。こういった点も踏まえて、迅速に丁寧な、我々行政を運用して参りたいなど、対応して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目。昨年の審議会の場でも内容を説明しておりますが、森林経営管理法についてです。これらの財源になる森林環境譲与税に関する法律が4月に一部を残して施行されております。森林所有者自らが経営管理できない森林を市町村が受託して代行する。私有林を適切に経営管理していく仕組みが誕生したわけでありまして。県では、市町村を全面的に支援するというので、林業公社の方に業務を委託して、市町村サポートセンターというのを4月早々にスタートさせております。従来からの県の林業普及指導員と連携をとりながら、市町村の皆様と密接に連携をさせていただいて、制度の運用を図っていききたいなということ考えております。市町村による森林所有者の意向調査、対象森林の調査、集積計画の作成、調整など。県内に広く波及していくまでには、相当の時間を要することになりますが、法律の目的に掲げられております林業経営の効率化、森林の適正な管理、温暖化や災害の防止。それらに向けて市町村と連携をとりながら、優先度を検討して取り組みを加速化させていきたいというふうに考えております。関係するのですが、10月には、市町村・業界団体等で構成する流域森林・林業活性化センターという団体がございまして、そこ県が連携しまして、スマート林業研究会というのを立ち上げました。木材の生産・流通の改善に加えまして、森林経営管理制度の推進のツールとなるように、例えば、ドローンで空から森林の状況を調査するだとか、策定した計画を、ICTを利用しながら管理するだとか、そういった森林経営管理に係る業務の効率化・省力化を図れるような技術を早急に県内に導入していきたいというふうに考えております。

3つ目、木材の関係です。一昨日になります。新国立競技場森のスタジアムというふうに呼ばれておりますが、47都道府県のスギなどを利用させていただいた新しい国立競技場が完成しました。今回のオリンピック・パラリンピックの取組を見ておりますと、国産材が多く利用されていて、木材利用の意義、温暖化防止に貢献するだとか、人に非常に優しい温もりがあるといったことが、いわゆる木材利用の意義が、これまでになくマスコミ等に発信されているなどということを実感しております。私が一番印象に残っているのは、8月の朝日新聞で、有明体操競技場建設途中にありまして、そこに元SMA Pのメンバーであった香取慎吾さんが現場訪問をしまして、「いい木の香りがする。温もりを感じる。いろいろな会場で歌を歌ってきたけれども、こんな温かみは初めてです。」というようなことを、香取慎吾さんがコメントしておりました。一緒にいた元パラリンピアンの大日方（おびなた）さんという方は、「木に包まれて、選手と観客が繋がれるような会場になっている」と。そういった言葉が、紙面に大きく紹介されておりました。宮城県でも、南三陸町の生涯学習センターが、河北新聞の他、各紙で大きく取り上げられております。FSCという国際森林認証を取得された木材プロジェクト認証という公共施設では、国内でも初めての事例になるわけですけども、FSC材を使って、非常に温もりのある空間の中で、本を読んだり、いろいろな活動ができるということで紹介されております。そういったものを目に触れますと、環境に十分に配慮された木材を使って、人が温もりを感じ、居心地のよい木造施設を作ると、多くの人から支持されるのだなということ、そういった方向性も、ますます大事にしていかなければならないということを実感しております。

最後、4つ目になりますが、台風19号、甚大な被害を県内に及ぼしております。後ほど、林業振興課、森林整備課の課長の方から、詳細について御報告いたしますが、林道の被害、林地被害が非常に大きく、東日本大震災の規模を超えるような状況になっております。気象台の資料を眺めてみたのですが、最大24時間雨量というのが残されておまして、その年間を通しての最高値の記録を更新したというのが、県内の28地点中、10地点でした。

丸森をはじめ、県南部に限らず、中央部・北部というふうに、全県的にこれまでにない雨が降っているということが、気象台の資料などでも紹介されております。気象庁の統計でよく紹介されているのですが、いわゆる猛烈な雨と言われる1時間当たり80ミリ以上の雨量。その発生頻度が、もうここ40年間で1.6倍に増えてきているとのことでした。これまでは14回程度の発生が、最近では24回まで回数が増えていて、当然ながら右肩上がりが発生する傾向、増加する傾向が示されております。そこから考えますと、今回の台風19号のような豪雨がこれからも発生する可能性は高いのだろうなというふうに感じているところでもあります。このような状況を、今回の被害状況等をしっかりと私達も検証しながら、次の対策に活かしていかなければならないなということを考えているところでもあります。これまで述べてきましたとおり、森林の経営管理、森林の保全、木材の利用。これに加えて、担い手の確保・育成ということも重要な課題であります。委員の皆様には、この会議の場に限らず、いろいろと御助言をいただければ何よりであると考えておりますので、どうぞこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。まずは今日の審議の方よろしくお願ひいたします。

(3) 出席者紹介等

◇司会【横谷課長補佐（総括担当）】

ここで、本日御出席の委員の皆様を御紹介申し上げます。出席者名簿の順で御紹介申し上げます。

元宮城県林業振興協会常任理事の川村正司委員でございます。川村委員は、森林保全部会の部会長でございます。

宮城県町村会副会長で、大河原町長の斎清志委員でございます。

宮城県林業振興協会会長の佐藤久一郎委員でございます。佐藤委員は、森林保護部会の部会長でございます。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の佐藤正友委員でございます。

NPO法人宮城県森林インストラクター協会広報部会報委員長の進藤恵美委員でございます。

東北大学大学院農学研究科教授の清和研二委員でございます。清和委員は、本審議会の会長でございます。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋直子委員でございます。

NPO法人水・環境ネット東北理事の谷田貝泰子委員でございます。

東北森林管理局仙台森林管理署所長の米田雅人委員でございます。

なお、尚絅学院大学准教授の鳥羽妙委員及び東北工業大学教授の丸尾容子委員におかれましては、本日の所用ため欠席されております。

- 県職員の紹介 (略)
- 日程説明 (略)
- 資料確認 (略)

それでは議事に入りますが、議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第4条の規定により、議長を会長が務めることとされておりますので、以後の進行を清和会長よろしくお願ひ申し上げます。

(4) 審議事項

◇清和会長

清和です。議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行をよろしく御協力お願いいたします。

はじめに、本日の議事録署名委員を川村正司委員、佐藤久一郎委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

それでは、次第3の審議事項に入らせていただきます。令和元年10月25日付けで知事から諮問のありました「宮城北部地域森林計画及び宮城南部地域森林計画の変更について」であります。この2件は関連性がありますので、事務局から一括して御説明をお願いいたします。

①宮城北部森林計画の変更について

②宮城南部森林計画の変更について

事務局説明（田中技術参事兼林業振興課長） （略）

◇清和会長

どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、何か御意見や御質問等ございましたらお願いいたします。

◇佐藤（久）委員

先ほど御説明いただきました、今回の台風19号もそうなのですが、国は確か国土強靱化を通して3年間の強靱化の対策をとっているかと思いますが、その強靱化絡みの治山事業、或いは林道事業等でこの計画上何か変更すべきことはなかったのでしょうか。

◇渡辺森林整備課長

はじめに治山事業の方についてお答えさせていただきますが、平成29年の補正により、国土強靱化の予算が、3カ年対策として示されました。その中で、治山事業についても対策を強化するとか、例えば今回の台風19号でもありましたが、山から出てくる流木を抑えるための対策を強化するという事で、予算の追加配分等もありまして、県では特に流木対策として、10ヶ所の対策を講じるということで、平成29年度補正から取り組んでおりますが、その箇所については、ただいま説明いたしました変更計画の箇所の中に含まれております。ただし、後ほど説明いたしますが、台風19号で新たに県内で200ヶ所以上の林地崩壊がございました。現在、その崩壊箇所のうち、緊急を有する箇所について、今年度の予算で着手する箇所を林野庁と協議しております。その箇所については、本日お示ししている数には入っておりませんので、来年の変更の中で、前半5年の数が増えるような形になるかと思っております。先ほど流木対策という話をいたしました。これまでの山に作るダムというのは、コンクリートの形で放水路があって、その上を水を流すようなダムを作ってきたのですが、これからは、その放水路のところに、金属の棒みたいなものを立てまして、流れてきた木材をそこで止めるというような役割を果たすような機能をダムにつけるか、

もしくは、ダムの下の溪流につけるかといったことを併せてやりながら、そういった丸太が流れ出して橋で詰まったりしないような対策を、今後強化していくような形になるかと思えます。

◇田中技術参事兼林業振興課長

続きまして、林道の関係の国土強靱化ということになりますが、基本的には山地災害危険地区、山腹崩壊の危険がある場所へ通ずる林道の整備というような位置付けになっておりまして、本来、強靱化であげるべき路線については、相当数あるはずなのですが、規定上、今回計上しているのが1地区の路線になります。場所については女川町の林道になりますが、そういった規定に沿ったものを今回計上しているというところで、必要に応じて今後もそういった対応はしていきたいというふうに考えております。

◇川村委員

「森林経営管理制度」なのですが、別冊で推進方針というものが添付されておりますが、これは後で説明があるのですか。

◇田中技術参事兼林業振興課長

特に説明は予定しておりません。後ほど御覧いただきたいというふうに思っております。

◇川村委員

「森林経営管理制度」は本年度の4月1日から動いているという制度なのですが、管理できない森林所有者に代わって、市町村がまずは受け取って、最終的には、林業事業体に委託するという概要だと思うのですが、実際はもう8ヶ月ぐらい経っているのですけれども、もうすでにこういった取り組みの実績が上がっているのか。それともう1点は、最終的に森林所有者に代わって林業事業体が森林管理を受託する場合、費用分担というののどのようになるのでしょうか。その2点についてお願いします。

◇田中技術参事兼林業振興課長

はい。森林経営管理制度ということで、今年度から施行されましたが、これの対応についてですが、まずは取り組み状況について、現在、県内でまずは森林所有者から、自分で整備できないところを市町村に委託するというところで、意向調査から始まることとなります。その意向調査を実施しているのが、現在のところ、3つの市が行っており、今後予定しているところも含めると、6市町が具体的に動き出しているという状況です。実際、環境譲与税も今年の9月に1回目の譲与がありまして、市町村によってはその基金を4月当初から受入体制を整えているところ、或いは9月補正で対応するところ、或いは基金を作らないところと、いろんな形態がありまして、まだまだ始まったばかりということで、本格的には来年度以降動くのかなというふうに感じております。

それからもう1つ御質問のありました、費用分担については、森林所有者から市町村がまず森林経営管理の委託を受けるわけですが、経営が成り立つ森林については、先ほど川村委員がおっしゃったとおり、意欲と能力のある経営体の方に再委託をして、そちらで推進をしていただくと。その場合の財源については、森林環境譲与税ではなく、一般の補助

事業等を活用して進めていただくと。経営の成り立たない森林で、市町村が受託した森林については、やはり経営が成り立たないということで、市町村が森林環境譲与税を活用して整備を実施していくという大まかな流れになります。

◇川村委員

そうすると森林所有者が手に負えないような森林を市町村に委託して、また最終的には事業体に委託するという形なので、森林所有者の手出しはないということになりますか。

◇田中技術参事兼林業振興課長

基本的には意欲と能力のある経営体に能力を存分に発揮していただいて、森林所有者の手出しがないような形で進めていただくと。市町村が受託したものについては譲与税を使いますので、所有者の手出しは基本的にはないということになると思います。

◇清和会長

関連してなんですが、経営管理サポートセンターというのは、実際の担当職員というのはどういった方々がいるのでしょうか。

◇田中技術参事兼林業振興課長

この組織自体は、宮城県林業公社に委託をして、林業公社で宮城県と調整を図りながら、各市町村を回っていただいて、そういった対応をしているというところでございます。

◇清和会長

その高度な林業経営に関する知見を、多分お持ちなのでしょうが、どういった方々がそれを担当されるのですか。

◇田中技術参事兼林業振興課長

基本的には林業公社職員、それから県のOBも何名か所属しております。地域林政アドバイザーという一定の資格をお持ちの方がそういった指導をできることになっております。

◇清和会長

地域林政アドバイザーは研修かなんか受けているのですか？

◇田中技術参事兼林業振興課長

自主的に取った資格をそのまま活かせる場合もありますし、資格を持ってない方は研修でその資格を取得していただくということで、そういった方々が指導に当たっているという状況です。

◇清和会長

どちらかという、何をサポートするのかといたら、人工林等の間伐促進や、そういったものが主な点でしょうけれども、キノコ栽培とかもやられるわけですか。あとほだ木が汚染されて、太くなってどうしようもないといった地域で、どうにかしたいといった森林管理とか林業経営全般にわたってサポートできる人材が揃っているのでしょうか。

◇田中技術参事兼林業振興課長

基本的には森林整備と木材利用というのが大きな区分になりますので、ただ広葉樹ももちろんそういった使い道に応じて指導はできるかと思いますが、ただ、宮城県内の広葉樹林が、実際、なかなかキノコ栽培用の原木としては使えない状況にありますので、具体的にはちょっとその辺は難しいと思います。

◇清和会長

困っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思うのですが、そういった技術というのは、基本的にはある程度林業関係にいればわかるような、そして補助金の使い方とかですね、そういったルートがわかるような感じになると思うのですが。このサポートセンターというのがどういった実体で、何を目的として、誰がどんな技術を持って、何をサポートできるのかと。そして、どういった人に対して、実際効果があるのかとか、そういったものをやはりもう少しわかるように、つまびらかにして、我々にわかるようにして説明していただきたいというのが一つあります。第3項に、付記として追加すると。追加記載しますと言って、あと資料が載っているだけではですね、少しわかりにくい。非常によくわからないという感じはします。これはみんな国民全部の税金を使ってやる事業ですから、やはり我々委員会としては興味があるわけですね。その税金の使い道に対してですね。ですからどんな組織で、誰がどんな技術を持ってどういう対応するのかといったようなことを具体的に明らかにしていただかないと、議論が進まないということはあるのではないかなという気がします。

◇田中技術参事兼林業振興課長

この森林環境譲与税を活用して、森林整備をするというのが市町村という位置付けをされた段階で、市町村にはやはりそういった技術的に対応できる職員が相当少ないということで、それについてはやはり全国的な傾向があります。それに対して、誰が、市町村が経営管理制度を推進するためにサポートできるのかというところで、やはり、それについては県が積極的に支援をしていきたいと思いますという中で、県としてももちろん地域事務所を中心に市町村を指導するのですが、それに加えて、機動的に動いて市町村を指導できる組織が必要であろうということで、それを検討した結果、林業公社の方に、数名、そういう地域林政アドバイザーを配置しまして、森林整備或いは木材利用といった、森林環境譲与税、森林経営管理制度を推進するための組織を使ってよりスムーズに展開できるような体制づくりということでサポートセンターを設置したというところでございます。

◇清和会長

いわゆるその全国森林計画があつて地域森林計画があつて、そこで、それを見ると、ほとんどが針葉樹、人工林の間伐遅れの解消とかですね利用開発とか、そういった一連の流れがあると思うのですが、それ以外の税金を取る場合に、国民に対して言っているのは、森林環境全般とかですね、林業全般、森林のすべての環境とかですね、環境保全機能とかすべてを含んだ形で、税金を取るわけですね。ですけども、やることは非常に旧態依然とした林業の間伐推進、そして針葉樹人工林の効率的な経営といったようなところに余りにも結構特化しているじゃないのかなという気はするのですが、もっと包括的な考え方

っていうのではないのでしょうか。その森林管理，森林全般にわたってですね。森林たつて人工林ばかりじゃないわけですから。

◇田中技術参事兼林業振興課長

まさにそういった使い方もできるということで，先ほども一部説明させていただきましたが，経営が成り立つ森林に対しては，森林環境譲与税は原則導入できないことになっておりまして，あくまで，これまで実施されてこなかった部分，経営が成り立たないという部分の整備に使う。或いは，森林から産出された木材を，公共事業等々に有効に使っていくという趣旨で創設されております。ですから，今回，委員の方からお話がありました，旧態依然の森林整備については，従来の補助金を使って整備をすることになりますし，あくまで森林環境譲与税を使うのは，広葉樹も含めて，経営が成り立たない森林をいかに公益性，公益的機能を発揮させる森林に，回復できるような整備ができるかという方向に使うのが本来の目的になっております。

◇清和会長

そういう技術というのは実際あるわけですか。それを持っている人間がいっぱいいて，それを例えば，広葉樹を，二次林を，どの林でも今経営困難なわけですけども，それをうまくやっていくような技術とか方針とか指針とかそういうものは，何か準備されているのですか。

◇田中技術参事兼林業振興課長

基本的には，経営が成り立たない森林の整備をして公益的機能を発揮させるということなので，そういった森林を採算性のとれる経営が成り立つ方向に持っていくということではないという考えではあります。その関係については，普及サイドの方で技術指針を作っておりますので，いろんな状況の森林に応じて対応するという方向で検討して参りたいと思います。

◇清和会長

具体的にその管理サポートセンターを設置すると言つて，どういった目的で何ができて，どういう人材がいて，どういった技術があるかといったようなことを県民全体がわかるようにもう少しわかりやすく何かで御説明していただきたいということです。

◇田中技術参事兼林業振興課長

はい，わかりました。

◇清和会長

他よろしいですか。

◇佐藤（久）委員

先ほど川村委員から御指摘いただいて，所有者は負担はいらぬんですねという。基本的には所有権はそのままなので，固定資産税は，その所有者が払うとかですね。問題はその委託をされた場合ですね，経営ができないということで，市町村に集まるのが，単独だ

と私どもの会社員を例に取ると、1haも持ってない方々が、しかもそこが5か所ぐらいに分かれているんですよ。森林区画が非常に小さなものなので、経営がとてもやられてないから手をつけてないというのが多いわけなので、そういう森林が市町村に預けられますと、当初はすべての森林が預かった段階では経営には向かない。従って、ある程度周りの人たちもそういう風に経営が成り立つようになれば、計画が可能だということで、意欲と能力のある林業経営者にお任せできるでしょうが。それまでの間、5年なり10年なりは、市町村がその委託を受けたところ、経営ができないまま、預からなければいけないということになるのだと私は思っているのですが、その場合、市町村は、環境譲与税を使ってある一定の施業をすることが可能だというふうに捉えてよろしいですよ。

◇田中技術参事兼林業振興課長
そうなります。

◇佐藤（久）委員
ある程度まとまって団地化ができるような状態に、あるいは林道を整備して、経営ができるようになったら、意欲と能力のある経営体に出すということですか。

◇田中技術参事兼林業振興課長
はい、経営が成り立つようであればそういった方向になると思います。

◇佐藤（久）委員
一時的には成り立たない状態というのが続きますので、その間は市町村が譲与税を使って管理をするという考えでよろしいのですね。

◇田中技術参事兼林業振興課長
経営管理実施権配分計画を立てて、まずは集積をして、効率よくできる計画を市町村が樹立をしてから着手するという形になるかと思しますので、ある程度の時間を要すると思います。

◇佐藤（久）委員
実は宮城県も、意欲と能力のある林業経営事業体を育成・公表することになると。過日ちょっと別の資料を見た時に、宮城県内が17ぐらいの団体を名前は出てないので、数字だけ出ていたのですが、もう公表されたのでしょうか。

◇田中技術参事兼林業振興課長
申請順といいますか、申請いただいたところについては順次公表をしております。

◇佐藤（久）委員
もう公表されているのですか。

◇田中技術参事兼林業振興課長

すでに公表しているのが13事業体、今後公表が16事業体ということで、今年度は合わせて29事業体になる予定になっております。

◇小杉次長

先ほど清和会長からのお話の中で、林業公社、サポートセンターの関係がありましたけれども、若干補足させていただきたいのですが、宮城県林業公社のプロフィールとしましては、約1万ヘクタールの公社有林を管理・経営しており、県有林の管理も受託して、林業公社に見てもらっていると。職員さんが何をしているかという、いわゆる公有森林の管理。森林整備事業、収穫事業する際の山の調査から始まって、設計をして、それを森林組合ないしは民間の林業事業体さんに事業発注して、事業の進行管理をして、利用される木材については販売までをやっていると。そういった団体です。言うならば、山の森林の管理ノウハウ、整備ノウハウ、木材の販売ノウハウを一番持っている機関ということになっています。そういったノウハウをサポートセンターに持ってもらうという意味と、あとは市町村が、これから受託した森林を管理する、調査をする、森林整備関係の事業発注する、そういったノウハウを市町村の皆様へ助言、移転していくというねらいでやっていますので、そういった組織です。あとは、県民の皆様、国民の皆様の公表につきましては、経営管理法の方でも、森林環境譲与税の関連法の中でもきめ細かく定められていまして、我々が議会の方に決算報告するにあたっては、環境税の用途内容を公表するとか、推進方針であるとか、サポートセンターの内容につきましては、県のホームページとかサポートセンターのホームページの方でも公表しておりますし、よりわかりやすく、今後も説明し、理解を得ていきたいということは考えております。

◇清和会長

私が申し上げたかったのは、こういった会で、少し説明していただいて議論したいということですが。

それでは他に何か意見はございませんか。

それでは、御意見、御質問がなければ審議事項についてお諮りしてよろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。審議事項の「宮城北部地域森林計画の変更について」及び「宮城南部地域森林計画の変更について」、この2件について、原案の通り適当と認めるという旨の答申をすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

◇清和会長

それでは異議無しということでございますので、審議事項1「宮城北部地域森林計画の変更について」と審議事項2「宮城南部地域森林計画の変更について」の2件については、原案の通り適当と認める旨の答申をすることに決定いたしました。以上をもちまして審議事項については終了したいと思います。

(5) 報告事項

続きまして、次第4の「報告事項」に進みたいと思っております。最初に報告事項1「森林保全部会の審議状況について」を森林保全部会の川村部会長から御説明をお願いいたします。

○森林保全部会の審議状況について
川村部会長説明 (略)

◇清和会長

どうもありがとうございます。それでは、質問等ございましたら。

◇佐藤(久)委員

今の、例えば森林に復元することを計画上に書いたものは、備考欄にその条件をつけていらっしゃるようですが、そうでない3件については、森林に復元しない状態で開発行為が終わった場合の後、どういうふうになるのでしょうか。

◇川村委員

ただいま説明した留意事項を付記したのものにつきましては、2件とも申請の段階で、東北電力との固定価格買取制度を満了した際は、森林所有者に対して植林して返しますよという条件で申請されております。その他の2番につきましては、買取制度の期間(20年)満了後も、メンテナンスによって発電事業をさらに継続するという計画。それから、5番についても同じ計画です。それから、3番につきましては、所有者との契約の段階で、期間満了後は発電設備をすべて撤去して更地にして、所有者に返還するというような取り組みになっているため、特に事業者に対して留意事項の付記はしなかったということになります。

◇清和会長

事業が終わった場合、森林に復元されたかという検査は行うのですか。

◇川村委員

これは当然、事務局といいますか、県の方で完了確認調査をやりますので、その時点で確認することになると思います。事務局の方からお願いします。

◇高村緑化推進専門監(自然保護課)

それでは担当の自然保護課からお答えさせていただきます。林地開発許可制度上は、林地開発の許可を得た工事内容の通り完了したことをもって、私どもが所管する部門からは離れます。それで20年後、森林状態に復元をして、植林をして、また森林状態に戻ったということを確認する部分については、これは地域森林計画の制度上、担当する普及員等が現地を確認して、5条森林にまた組み入れるということになるかと思えます。

◇清和会長

それは制度的に決まっているわけですか。それは必ずやるということになっているわけですか。それとも、多分やるだろうということですか。

◇高村緑化推進専門監(自然保護課)

地域森林計画の制度上、確認義務はございます。これは林業振興課の所管になりますが、現地を確認して、森林状態に確認したことをもって、また森林法上の5条森林に組み入れると、編入するという流れになります。

◇川村委員

付け加えますけども、林地開発を許可する場合は、我々森林保全部会で審議して、知事に答申すると。それをもって県の方で許可証を発行するわけなのですが、その際、太陽光発電については、許可の条件として、発電事業が終わった場合は、発電設備を放棄することなく適切に処理するとともに跡地の災害防止に努めること。これを許可の条件として付しております。

◇清和会長

他に質問ありませんでしょうか。

それでは、質問がないようですので議事を進めさせていただきます。

続きまして、次第4の報告事項2「森林保護部会の審議状況について」を部会長の佐藤(久)会長からお願いいたします。

○森林保護部会の審議状況について

佐藤(久)部会長説明 (略)

◇清和会長

ありがとうございました。それでは、何か御質問があればお受けしたいと思います。

5ページの現況写真2つというのは、高度公益機能林に指定されている場所なのでしょうか。

◇佐藤(久)委員

赤くなったところを追加して指定する。周りの黄色いところが今まで指定したところになります。

◇清和会長

ここは薬剤散布するのですか。そうではないのですか。ただ指定するというだけですか。防除を実施するにあたり、一体的な防除を推進するために指定するものというのは、どういふことでしょうか。指定だけですか。

◇小杉次長

何かあったら、防除をするということです。

◇清和会長

これはまた松を植えるのでしょうか。

◇渡辺森林整備課長

補足させていただきます。写真①の真ん中や下の左側ですが、黄色いところがこれまで松林として、防除対策をとってきたところですが、このピンクのところの39というところを今回追加指定したいということでございまして、この地域は、下に牧草地の防風林の役割を果たしているという松林になりまして、特に39のところの松林が生育して、今後防風林が役割を果たしていくために、ここを防除対策区域に加えて、今後被害が出れば、防除対策を講じていくという区域に入れる、追加したいということでございます。

◇清和会長

松でなければ駄目なのでしょうか。

◇渡辺森林整備課長

松でなければ駄目ということはないのですが、もう松の生育が図られてきたってということになりますので。

◇清和会長

松を一斉に作って、そして将来松くい虫が来たらまた防除するという、予測できそうな未来が見えそうなのですが、なんでいろんな他の代替の樹種を植えるとかしないのですか。将来松が大きくなって、また松くいが起きたら防除するっていうならば松を植えなきゃいいわけで。なんで松を植えるのかなと思って。

◇渡辺森林整備課長

あらためて植栽したってということではなくて、もともと松の一斉林じゃなかったのですが、いわゆる天然の松がこのように育ってきているものだ。

◇清和会長

はい、わかりました。東松島のこの辺は景観がいいところなのですか。景観を保全しないということで、空中散布をすると。これ、効果はどうなのですか。結構、空中散布の効果はその後見られて、松林が維持されるという効果はみられているのですか。

◇渡辺森林整備課長

補足説明させていただきますが、9ページの方を先に見ていただきたいのですが、青色の区域が宮戸地区の嵯峨溪地区になりますが、青色の区域をこれまで空中散布を実施して保全して参りました。ただし、東松島市の方で市独自の事業として寄付金や市の単独の予算を使って、北側の方の赤く塗ったところの近くの部分を樹幹注入して保全したいということで、樹幹注入を始めてその分空中散布の区域を一時縮小して対応して参りました。ただし、市の予算の都合とかもありまして、十分に樹幹注入が行えないということもあり、この区域の被害が止まらないということもありまして、市の要望もあり、空中散布を来年度から再開する予定にしております。その再開に併せまして、これまで空中散布の区域に入っていない、まだ松林が残っている赤で囲った黄色い区域も今回追加して空中散布を実施したいということで、追加をお願いしたいと考えております。

◇清和会長

市民レベルでは、もういいのではないかという意見や、漁民の方ではもうやめたほうがいいのではないかと、そういったいろんな意見というのはあるのですか。そういった意見はあっても非常に少数派なのでしょう。市の方で依頼があるということなのですが、市全体でどういったような意見をお持ちなのかというのは把握されていますでしょうか。

◇渡辺森林整備課長

空中散布の実施の前には、地域の方々、地区の代表の方々、漁協代表の方々等に対しても、事業の説明会を実施いたしますが、特に反対等の意見は出されておられません。先ほど空中散布の効果という話がありましたけども、松くい虫の被害を確実に止めるためには、本来、樹幹注入で一本一本に薬剤注入すると、効果はほぼ完全になるのですが、すべからくの木に樹幹注入は実質的にできませんので、予防対策といたしまして、空中散布が均一に薬剤を散布できますので、効果としては高い状況です。その次に、空中散布できない人家の周辺とかについては、地上散布という手段で対応しておりますが、それすらできないところは、伐倒駆除を繰り返して対応しているという現状でございます。

◇清和会長

こういった観光地で、ただ単に松の景観とか海の景観とか岩とか、そういった景観が観光としてずっと長く維持されてきたという歴史はあると思うのですが、これからの観光地っていうのは、必ずしもそういったことだけが売りじゃなくて、生態系全体が、薬剤散布されずにこういった天敵類というのはなかなか防ぎようがないという場合には、そういった自然の外來種ですからしょうがないということで、その景観自体をもう諦めて自然生態系の推移に任せて、そして新しい景観をつくっていくとかですね、そういった方針を打ち出して、自然環境と自然生態系と調和した形の観光地にしていくといったようなことも、今の時代ですからね、これからの時代は、そういったこともあってもいいのではないかと私は個人的にそう思います。

誰か他に御意見ございませんでしょうか。

それでは、次に議事を進めさせていただきます。

(6) 情報提供

◇清和会長

続きまして、次第5の「情報提供」に進みたいと思います。「台風19号に係る林業関連被害状況等について」を事務局から説明をお願いいたします。

○台風19号に係る林業関連被害状況等について

田中技術副参事兼林業振興課長説明

渡辺森林整備課長説明

(略)

◇清和会長

それでは何か質問はありますか。

◇佐藤（久）委員

今回台風19号によって、私どもの林内の作業道がめっちゃめっちゃな状態になりましたが、今まで私どもが自分の山の管理のための林道作業道の作り方を、大量の雨が一齐にやってくるということを加味して、もう一度、林道作業道の規格自体を考え直さなければいけないというふうに思います。高知県のように、年間4000ミリ降るところであれば、100ミリ200ミリの一晚の雨というのは当たり前かもしれないのですが、私どもは、昨年10月、多い月でもだいたい200ミリというのが通常のところ、一晚で200ミリを超える240ミリを台風19号の時は経験をしたしました。そうすると、水の処理が、通常では考えられない規模のものが流れているわけなので、そうした形に対応するような林道作業道の形をとっておりませんでした。従って、洗掘或いは崩壊が当然のように起こるわけですが、私どもこれから林道や作業道を作るときには、10年に1回来るかどうかわからないといっても、今の温暖化絡みのせいでしょうか、地球の気候変動があつて、これからは、多分に豪雨災害というのが経験をせざるを得ないみたいになっていくと、それに合わせた山林経営のあり方を考えていかなければいけないのだろうと考えています。従って、九州や四国の大雨地帯での台風の常襲地帯での豪雨発生をもとに得た知見を、私どもの林業経営の中にぜひ取り込みたいと思いますので、宮城県の皆様方に、是非、他での知見をこの地域の林業・作業道開設に活かせるように、御指導いただきたいというふうに思います。

さらに、航空レーザ計測によって地表面を、非常に緻密に把握することができるような、物理的にそういった地面のものをしっかりと把握した上で、水の処理を考えた林道作業道というのを随時作っていきたいと思いますので、御指導お願いします。

◇小杉次長

只今、佐藤（久）委員さんからお話のあった点、非常に重要な課題と私たちも認識しております。今回の林道の被害、作業道の被害、林地崩壊なども含めまして、現地の検証を行うとともに、西日本の方の知見、国の方の技術的な助言なども受けながら、今後のあり方について、しっかりと検討していきたいなというふうには考えております。

◇川村委員

相当な被害額なのですが、被害の発生要因は違うのですが、東日本大震災においては、海岸林が壊滅的な被害を受けたということで、国直轄事業をお持ちかと思えますし、その前の岩手・宮城内陸地震においても、内陸部の栗原市で、国に代行して実施したということがありましたが、今回特に写真を見ても、丸森町はかなり広範囲に渡って新生崩壊が発生しているのですが、国の直轄事業の計画は入っているのでしょうか。

◇渡辺森林整備課長

結論から言いますと、林野庁関係の直轄事業は今回入っておりません。特に土木関係の方の河川・道路・砂防のうち、被害が甚大でまず国道では国道349号が国の代行で復旧を進めるということが決まっております。また、河川も直轄でやる。あとその河川の先にある、先ほど五福谷川と言いましたが、内川と、もう一つの河川の3本の河川があるのですが、それも砂防の直轄でやるという話が決まっております。林野の被害で、先ほどトータルで95億円という説明をいたしましたが、丸森町に限っては63億円なのですが、直轄の基準は基本的には50億円以上の被害規模があること。高度な技術を要することになるのですが、

丸森町の63億円が県の事業治山事業ですべからく復旧する見込みではないものですから、50億に満たないというところで、ちょっと直轄の採択は難しいというところです。最近の広島の場合では、300億規模の被害が出た時に直轄で200億、県が100億をやるとかっていう規模じゃないと、なかなか今直轄の願いは難しいのかなという気はいたします。岩手・宮城内陸地震では、やはり300億のうち200億を直轄で県が100億。東日本大震災はさらに上回る、基盤盛土とかやりましたのでそういうところの金額でお願いしたという経緯がありますが、今回ちょっとそこまでの規模には至っていないということでございます。この県の事業で頑張って復旧して参りたいと思っております。

◇清和会長

それでは、質問もないようですので、以上をもちまして、本日の森林審議会の議事を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

(7) その他

◇司会【横谷課長補佐（総括担当）】

清和会長ありがとうございました。最後に「その他」でございますが、委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、事務局から、委員の改選及び今後の審議会の開催予定等について御連絡を申し上げます。

○委員改選及び今後の審議会の開催予定について
事務局説明 (略)

◇司会【横谷課長補佐（総括担当）】

この件に関しまして何か御質問等はございますか。


ないようですので、以上をもちまして、本日の宮城県森林審議会の一切を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

〈 閉 会 〉

議事録署名委員

令和2年1月31日

委員 山村正司 

委員 佐藤久一郎 

